

## 大阪 IR カジノ「基本協定書」の重要な条項

大阪市への情報公開請求により、「大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域整備等基本協定書」を入手した。2月15日に大阪府・市と大阪 IR 株式会社との間で締結されたものだが、なぜか概要版しか公表されなかった。概要版ではまったく把握できないことが、入手した全編から見えてくる。よほど市民に隠したいことがあったのだろう。

基本協定書のポイントは、次の二つの条項にあると思われるので、抜粋して紹介する。

### 13 条の 2（土地課題対策の実施及び当該対策費用の負担）

1 SPC は、本件 IR 施設の建設及び整備に当たり、本件土地に係る地中障害物の撤去、土壌汚染対策及び液状化対策（以下「土地課題対策」という。）を自ら実施するものとし、市は、当該土地課題対策の実施に実務上合理的な範囲内において最大限協力するものとする。

2 市は、前項の土地課題対策に要する費用の負担について 2022 年 2 月及び 3 月開催の市会による債務負担行為の議決が行われることを条件として、市が合理的に判断する範囲で当該費用を負担するものとする。

3 前項に定める費用は、府及び SPC との間において実施協定が締結された後、本件土地の引渡し並びに本件 IR 施設の建設及び整備の着工が行われた場合に、債務負担行為として予算に定めた事項、期間及び限度額の範囲内で、立地協定、事業用定期借地権設定契約又は市及び SPC が別途締結する書面に定める各支払期日において、実施協定が有効に存続していることを条件として、市が合理的に判断する範囲で市によって支払われるものであり、市及び SPC は、立地協定、事業用定期借地権設定契約又は市及び SPC が別途締結する書面のいずれかにおいて、その詳細を規定するものとする。

### 第 19 条（本基本協定の解除）

#### 4(4) 開発

設置運営事業の開発に関して、以下の①乃至③の条件の全てを充足すること。

①設置運営事業の実現、運営、投資リターンに著しい悪影響を与える本件土地又はその土壌に関する事象（地盤沈下、液状化、土壌汚染、残土・汚泥処分等の地盤条件に係る事象を含むがこれらに限らない。）が生じていないこと、又は、生じるおそれがないこと、かつ、当該事象の存在が判明した場合には、本件土地の所有者は、当該事象による悪影響の発生の防止を確実にするよう設置運営事業予定者と協力し、一定の適切な措置を講ずること（かかる適切な措置には、本件土地の所有者による関係する合理的な対策の費用の負担を含むものとする（但し、設置運営事業予定者が作成した設置運営事業に係る事業計画において設置運営事業予定者の負担として計画している工事費等は除く。）。）。

(2022 年 3 月 23 日)